

事務事業評価シート

(平成 26 年度実施事業)

事務事業名	高齢者住宅整備資金貸付事業			事業コード	0423
所属コード	066500	課等名	長寿社会課	係名	生きがい推進係
課長名	藤澤 忠範	担当者名	村田 仁	内線番号	3566
評価分類	☒ 一般 ☐ 公の施設 ☐ 大規模公共事業 ☐ 補助金 ☐ 内部管理				

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	いきいきとして安心できる暮らし	コード	1
	施策	高齢社会に適応した高齢者福祉の充実	コード	4
	基本事業	高齢者福祉サービスの充実	コード	2
予算費目名	一般会計 3 款 1 項 3 目 高齢者住宅整備資金貸付事業 (005-10)			
特記事項				
事業期間	☐ 単年度 ☒ 単年度繰返 ☐ 期間限定複数年度			開始年度 昭和 62 年度
根拠法令等	盛岡市福祉住宅整備資金貸付規則			

(2) 事務事業の概要

60 歳以上の高齢者と同居又は同居しようとする親族に対して、住宅の増改築に係る資金を貸し付けるもの。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

昭和 50 年から老人居宅整備資金貸付規則、昭和 57 年から障害者住宅整備資金貸付規則により実施されていた制度である。国の制度改正により昭和 62 年から高齢者と障がい者が一本化され本事業として継続されている。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

介護保険制度による住宅改修や住宅改造費補助等、類似した補助事業の利用が多く、貸付事業である当事業は、平成 18 年度最後に利用がない状況である。

2 事務事業の実施状況（Do）・・・・・・・・・・・・・・・・

（1）対象（誰が，何が対象か）

60 歳以上の親族である高齢者と同居するために，住宅を高齢者向けに整備しようとする人。

（2）対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 見込み	26 年度 実績
A 高齢者以外の世帯員と同居している高齢者の数	人	34,551	35,202	36,120	36,100	36,756
B						
C						

（3）26 年度に実施した主な活動・手順

貸付金の償還に係る手続きを行った。新規申請はなし。

（4）活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 貸付金額	円	0	0	0	3,000,000	0
B 返済金額	円	348,600	348,600	348,600	348,600	348,600
C						

（5）意図（対象をどのように変えるのか）

日常生活を安心して不便なく送ることができるよう支援する。

（6）成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 貸付件数/貸付希望件数	☐ 上げる ☐ 下げる ☒ 維持	%	0	0	0	100	0
B 貸付件数に対する予算執行率	☐ 上げる ☐ 下げる ☒ 維持	%	0	0	0	100	0
C	☐ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 計画	26 年度 実績
事業費	①国	千円	0		0	0	0
	②県	千円	0		0	0	0
	③地方債	千円	0		0	0	0
	④一般財源	千円	0		0	0	0
	⑤その他(社会福祉基金)	千円	0		0	3,000	0
	A 小計 ①～⑤	千円	0		0	3,000	0
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	20	20	20	20	20
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	80	80	80	80	80
計	トータルコスト A+B	千円	80	80	80	3,080	80
備考							

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

住環境を整備することにより、高齢者及び家族が安全に安心した日常生活を送ることが可能となり、在宅福祉の向上につながる。

② 市の関与の妥当性

民間の金融機関と比較して融資の利率を低く設定しており、低所得者への支援として妥当である。

③ 対象の妥当性

現行規則では、高齢者と同居している親族が利用対象者であるが、実際には、高齢者単身世帯からの利用希望もある状況である。貸付金の償還能力がある高齢者への貸し付けも検討の余地があると思われる。

④ 廃止・休止の影響

低所得者が融資を受けることが難しくなり、高齢者及び家族の生活に負担が生じることが懸念される。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

介護保険制度や住宅改修工事費補助の担当部署と連携し、補助対象外となった方や住宅改修希望者の把握に努め、制度の利用を促進する。

(3) 公平性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

同じく、持家にて生活している高齢者であっても、親族がいない高齢者は対象外となるのは、実際のニーズに合っていない。親族がいなくても、償還能力がある高齢者は対象とできるよう検討する必要がある。

(4) 効率性評価

本事業では、貸付金の滞納が問題である。滞納するに至った背景は確認しつつも、滞納者とのこまめなやり取りで、滞納が解消されるよう努める必要がある。

4 事務事業の改革案 (Plan)

(1) 改革改善の方向性

介護保険制度や住宅改造工事費補助の担当部署と連携し、住宅の増改築を希望する高齢者世帯が何らかのサービスを受けることができるよう支援することで、制度の利用を促進する。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

なし

5 課長意見

(1) 今後の方向性

- ☐ 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- ☒ 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- ☐ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

高齢者の在宅福祉の向上を図る事業として有効であるが、貸付事業ということもあり、平成19年度以降は利用実績がない。

事業・制度を継続するとともに、地域包括支援センター等の関係機関と連携しながら、事業の周知に努める必要がある。